

## 【Q&A】部活動の地域展開について

### Q1. 町で認定した地域クラブとは何ですか？

A1. 町教育委員会で定める基準を満たす地域クラブであるかを確認し、基準に該当する地域クラブを町認定クラブとします。基準とは、適切な練習頻度や指導者資格保有者の在籍等を確認し、生徒の皆さんが安心してスポーツ活動等に取り組むことができる団体であることを確認した上で部活動地域移行先となる地域クラブと認定します。

### Q2. 今の学校部活動と地域クラブ活動は、どう違うの？

A2. 学校部活動は、学校教育活動の一環として、その学校の生徒が参加します。地域クラブ活動は学校ではなく地域の活動となり、在籍校単位で活動するとは限りません。また、個人の習い事などと同じように、費用がかかります。

### Q3. 令和9年度以降で、どんな違いがあるの？

A3. 主な違いは、以下のとおりです。

	学校部活動	地域クラブ(町認定した地域クラブ)
指導者	中学校の教員、部活動指導員	地域の指導者(希望する教員も含む)
大会等への参加	板柳中学校から	地域クラブから
活動場所	板柳中学校	板柳中学校、旧板高、町外施設等
費用	用具代、登録費、大会参加費、交通費など	地域クラブの会費(用具代、登録費、大会参加費、交通費、施設使用料、保険料、指導者謝礼など)
補償	災害共済給付	スポーツ安全保険
休養日	1週間あたり、平日1日、休日1日を基本とする	

### Q4. 各種大会や練習試合の会場への移動はどうなるの？

A4. 中学校以外の活動場所や大会の会場への移動は保護者の送迎が主になります。

### Q5. 部活動のガイドラインは、地域クラブ活動にも適用されるの？

A5. 部活動改革に関する新たなガイドラインが適用されます。例えば休養日は、地域クラブ活動がスタート後も、町で認定した地域クラブは週あたり平日1日、休日1日を基本とします。

### Q6. 万が一けがをした場合の保険はどうなるの？

A6. 地域クラブ活動は学校の活動ではないため、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象外となります。代わりに、スポーツ安全協会のスポーツ安全保険をご利用いただきます。